

全国健康関係主管課長会議資料

平成30年2月21日(水)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
総務課
原子爆弾被爆者援護対策室
指導調査室

目 次

【原子爆弾被爆者援護対策室】

- 1 原爆被爆者対策について
 - (1) 平成30年度原爆被爆者対策予算(案)のポイントについて…………… 1
 - (2) 被爆体験伝承事業について…………… 1
 - (3) 被爆二世健康診断について…………… 3
 - (4) 在外被爆者への支援について…………… 3

- 2 原爆症認定について
 - (1) 原爆症認定の迅速化について…………… 5
 - (2) 原爆症認定申請書の記載等における留意事項について…………… 5
 - (3) 医療特別手当の支給継続に当たっての要医療性の確認について…………… 5
 - (4) 医療給付の際の原爆症認定書の指定医療機関への提出等に係る取扱いについて…………… 7

- 3 各種手当額の改定について…………… 9

- 4 被爆者健康手帳の審査について…………… 9

【指導調査室】

- 5 公衆衛生関係行政事務指導監査について
 - (1) 平成30年度の指導監査について…………… 11
 - (2) 平成29年度の指導監査における主な指摘事項について…………… 15

- 6 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について
 - (1) 平成30年度予算(案)について…………… 17
 - (2) 平成30年度整備計画について…………… 18
 - (3) 行政手続の簡素化への対応について…………… 18

- 7 毒ガス障害者対策について…………… 20

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1. 原爆被爆者対策について

(1) 平成30年度原爆被爆者対策予算(案)のポイントについて【資料1】

平成30年度の原爆被爆者対策予算(案)については、被爆者数が年間約9千人ほど減少していることを反映し、対前年度比36億円減額の1,289億円を確保した。

平成30年度に新規・拡充を行う主な事業としては、

①被爆体験の次世代への継承を目的として、被爆体験の伝承者等を国内、国外へ派遣する新規事業の開始

②長崎の被爆体験者への医療費助成対象疾患に「糖尿病の合併症(糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、白内障等)」を追加を予定している。

また、平成28年度から、原爆の惨禍を次世代に伝え、死没者を悼むため、広島及び長崎の被爆建物の保存に対して補助しており、平成30年度も引き続き実施する予定である。

広島・長崎県市はもとより、全国の都道府県におかれても、被爆者が減少している中ではあるが、引き続き、必要な予算額の確保と施策の周知、適正な執行につき、御協力をお願いしたい。

(2) 被爆体験伝承事業について【資料2】

戦後70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進み、被爆者本人が体験を語る機会が減少していく中で、被爆体験を次世代へ継承することが課題となっている。そのため、国立原爆死没者追悼平和祈念館において、広島市・長崎市が養成している被爆体験の伝承者等を、国内、国外に派遣する事業を平成30年度より開始する。本事業においては、派遣に係る費用(謝金、旅費)は国が負担する。

また、本事業について、厚生労働省としては、学校向けに、今年の文部科学省主催の全国学校関係担当者会議で説明しているところであり、都道府県市におかれても、原爆被爆者援護施策の一環として原爆展への伝承者の招致などにも活用するほか、関係部局、市町村、その他教育機関や市民団体などとも連携をいただき、積極的に本事業が活用されるよう御協力をお願いしたい。

【参考】本事業の実施に係る案内については、下記ホームページに掲載しています。

○被爆体験伝承者等派遣事業について(チラシ)

<http://www.hiro-tsuitokinenkan.go.jp/upload/files/kourousyouchirasi.pdf>

○国立広島原爆死没者追悼平和祈念館 <http://www.hiro-tsuitokinenkan.go.jp/>

○国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館 <http://www.peace-nagasaki.go.jp/>

原爆被爆者対策予算 平成30年度予算額 (案)

資料 1

事 項	平成29年度 予 算 額	平成30年度 予算額 (案)	備 考
	億円	億円	
原爆被爆者対策費	1,325	1,289	
(1) 医療費等	341	317	
(2) 諸手当等	873	859	
(3) 保健福祉事業等	68	69	
(4) 原爆死没者追悼事業等	7	7	・新 被爆体験伝承事業 0.3
(5) 調査研究等	36	36	・改 被爆体験者への医療費助成対象疾患への糖尿病の合併症（糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、白内障等）の追加 0.3

注) 各事項の額は、億円単位未満四捨五入しているため、合計額は一致しない。

新 被爆体験伝承者等派遣事業

資料 2

平成30年度予算額 (案) 0.3億円 (原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費の内数)

趣旨

戦後70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進み、被爆者本人が体験を語る機会が減少していく中で、被爆体験を次世代へ継承することが課題となっている。そのため、国立原子爆弾被爆者追悼平和祈念館において、広島市・長崎市が養成している被爆体験の伝承者等を国内、国外へ派遣する事業を開始する。

新 広島・長崎原爆死没者追悼平和祈念館において実施

国内・国外派遣

- 国内、国外で被爆体験伝承者による講話を実施
- ・都道府県等から、本事業実施事務局（祈念館）に対し、講話の実施を依頼。
- ・講話の実施に係り、被爆体験の伝承者等の派遣に係る費用（謝金、旅費）は国が負担。

国内（広島・長崎市外）

- 活動場所
- ・学校
 - ・公民館
 - ・国内原爆展

国外

- 活動場所
- ・学校
 - ・海外原爆展

※祈念館が養成している被爆体験朗読者の派遣も可能

専属のコーディネーターを配置

- > 派遣プランの作成
- > 旅程等の手配
- > 派遣中のサポート

広島市・長崎市において実施

伝承者を養成

- ・被爆の実相や話法技術等の講義
- ・被爆者による被爆体験等の伝授
- ・講話実習

被爆体験伝承者



被爆者

被爆体験の伝授

伝承者リストの共有

広島・長崎市内に派遣、広島平和記念資料館・長崎原爆資料館における講話

※来日外国人に対して、また国外においても講話が行えるよう語学研修も実施

(3) 被爆二世健康診断について

被爆二世健康診断の実施に当たっては、被爆二世の方を事前に把握することが困難なことから、都道府県・市町村の広報誌や、ラジオ、被爆者健診にあわせた周知など健診実施についての十分な周知を行うよう改めてお願いしたい。すでに通年で受診できるようにしていただいている自治体もあり、特に健診実施医療機関数が少ない自治体、実施期間が短い自治体におかれては、こうした取り組みを行うことにより、受診を希望する二世の方が一人でも多く受診できるよう体制の拡充をお願いする。また、健診の受診申込みにおいても、実施医療機関と調整の上、受診可能な医療機関と日時を予めお示しすることにより、受診希望者が自治体と医療機関へそれぞれ申し込むことなく一度の申込みにより受診することができるようにするなど、手続き面でも受診しやすいものとなるように努めていただきたい。

なお、被爆二世健康診断の受診希望者が見込みより多く、年度途中で委託費が不足する場合は委託費の増額も検討するので、御相談願いたい。定員枠については設けることのないよう、また、定員がある旨のホームページ等での周知も行わないよう御配慮願いたい。

また、平成 28 年度からは検査項目に多発性骨髄腫検査を追加しており、実施に当たっては、当該検査項目は希望者のみを対象とした検査であることの周知や、全ての健診実施医療機関で実施していない場合は予め受診可能な医療機関を周知するなどの御対応をお願いしていたところだが、近況においても、受診機会を逃したとの声が寄せられているところ、改めて、十分な周知、御対応をお願いしたい。

(4) 在外被爆者への支援について

在外被爆者への医療費支給については、平成 28 年 1 月から、韓国に在住する被爆者は長崎県で、韓国以外の国に在住する被爆者は広島県で、医療費の支給申請を受け付けているので、在外被爆者から問い合わせがあった場合は、申請窓口の紹介をお願いしたい。

また、在外被爆者からの原爆症認定申請については、在外公館で受け付けた後、都道府県市を通じて国に進達していただいているので、引き続きの御協力をお願いしたい。なお、審査結果については、都道府県市を通じて直接申請者へ送付することとしているので御留意願いたい。

2. 原爆症認定について

(1) 原爆症認定の迅速化について【資料3】

原爆症の認定については、迅速な認定審査に取り組んでおり、これまでに約9割の申請について、6カ月以内での審査を達成している。都道府県市におかれては、引き続き、国への迅速な申請書類の進達、審査に必要な資料が不足している場合の照会対応、申請者への審査結果の速やかな送付等の御協力をお願いしたい。

(2) 原爆症認定申請書の記載等における留意事項について【資料4】

①被爆時の状況の記載

原爆症認定申請書には、被爆時の状況を記載することになっているが、被爆者におかれては、直接被爆の他にも入市による被爆があるなど、被爆者健康手帳に記載のある被爆事実の他にも被爆されている場合があるので、都道府県市におかれては、申請者が、そのような被爆事実も記載できるよう、例えば、原爆症認定申請書の記載例等に留意点として記載をしたり、窓口等で相談を受ける際に説明するなど、特段の御配慮をお願いします。

②積極的認定対象疾病以外の疾病での申請

原爆症認定審査において、悪性腫瘍等の7疾病については、積極的に認定する範囲を定め、一定の被爆状況を満たした場合には原則として放射線起因性を認定し、これら以外の疾病（以下、「その他の疾病」）については、被曝線量、既往症、環境因子、生活歴等を総合的に勘案して審査を行っている。

これまでも、その他の疾病で認定された例もあるので、都道府県市におかれては、被爆者から原爆症認定申請にかかる御相談等があれば、積極的認定対象疾病に当たらないことをもって申請を諦めることがないよう、適切に御案内をしていただくようお願いする。その際、原爆症認定状況については、厚生労働省のホームページ※に掲載があるので、参考にされたい。

また、その他の疾病について申請の際は、「原爆症認定申請に係る審査の迅速化について（依頼）」（平成27年9月29日付事務連絡）により、審査に必要な医学的な書類の提出をお願いしたい。

※原爆症認定状況 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000050247.html>

(3) 医療特別手当の支給継続に当たっての要医療性の確認について

医療特別手当の支給継続に当たっては、認定疾病の要医療性を確認するため、健康状況届を原爆症認定申請から3年毎（放射線白内障等は、初回は原爆症認定申請から1年後）に手当受給者から提出いただいている。

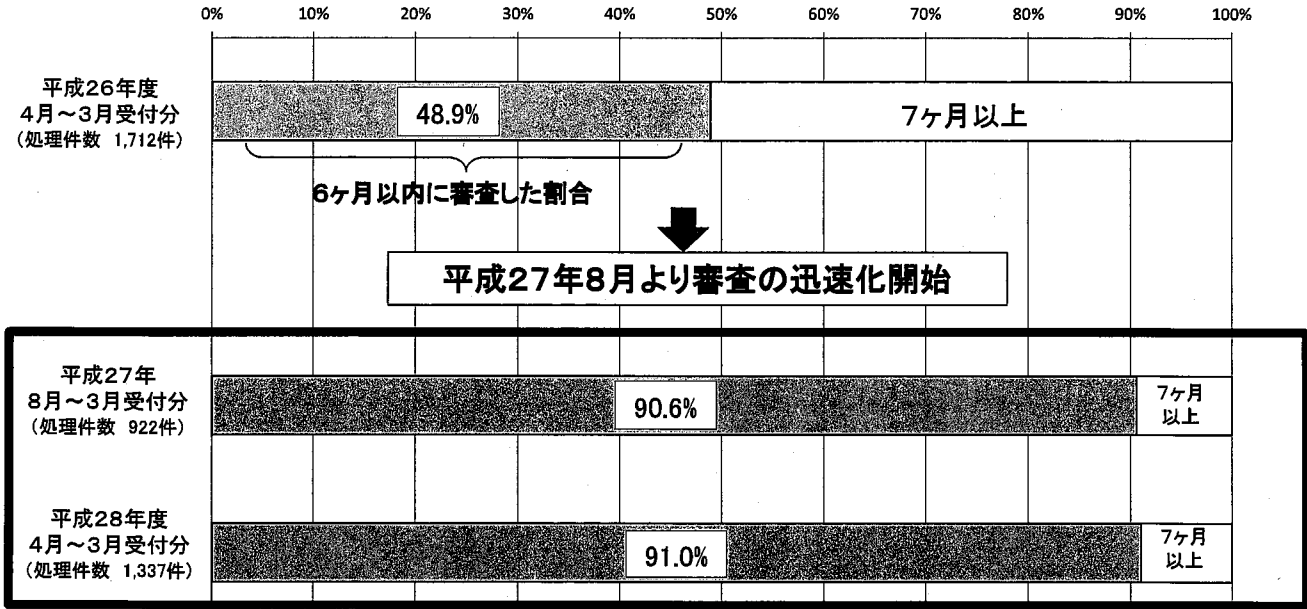
平成30年度（5月末まで）の健康状況届出対象者に対しては、健康状況届の提出時期の通知につき遺漏なきようお願いしたい。

なお、要医療性の確認に当たっては、診断書の記載内容（認定疾病の治療状況や、認定疾病以外の疾病で原爆症の対象となる疾病の有無等）の確認など、審査を適切に行っていただくようお願いしたい。

原爆症認定審査期間の推移

原爆症認定審査については、平成27年の原爆式典等において、総理から迅速な審査に努めることを表明し、厚生労働大臣から原則6ヶ月での審査を行うことを約束。

※「審査期間」は、申請受付から認定・却下通知が申請者に届くまでの期間として整理



平成29年9月末時点

《原爆症認定申請時における留意事項について》

認定申請書			
氏名	〇〇〇	性別	男
住所			
電話番号	012-345-6789	被爆者健康手帳の番号	9876543
負傷又は疾病の名称	胃がん		
被爆時の状況 (入市の状況を含む。) (※1)	8月6日は広島市の爆心から約5km離れた〇〇町の〇〇工場にいましたので、被爆者健康手帳は1号(直接被爆)で交付を受けています。 また、江波町の方へ出掛けている兄が帰ってこなかったため、翌日、母親と広島市内に捜索に行きました。8時 〇〇町の自宅を出発し、9時頃に横川駅付近に到着し、天満川に沿って、天満町、観音町の方を通り歩いていきました。		
被爆直後の症状及びその後の健康状態の概要 (※2)	被爆直後は急性症状はありませんでした。 35歳頃 結核 1976年～ 貧血 1982年 胃潰瘍 1990年 白内障 1995年 高血圧症 2001年 肝機能障害 2008年 胃がん		
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、認定を受けたい、関係書類を添えて申請します。 年 月 日			
厚生労働大臣 殿			申請者 氏 名

「被爆時の状況」欄について
 ○被爆者健康手帳の記載を参考に記載する。
 ○被爆者健康手帳に記載されていない被爆事実がある場合も記載する。
 (例: 直接被爆で手帳が交付されているが入市被爆もある場合)

(※1) 被爆をした地点及びその周囲の状況について記載してください。

被爆後の入市がある場合には、入市日、入市経路及びその後の行動、滞在時間を記載してください。

なお、被爆者健康手帳の記載を参考に記載し、その写しを添付してください。

(※2) 被爆直後の症状や被爆時に降現在までの健康状態の変化等について記載してください。

医療を受けていたり様々な調査を受けていたことにより、客観的な資料がある場合併せて添付してください。

(4) 医療給付の際の原爆症認定書の指定医療機関への提出等に係る取扱いについて【資料5】

被爆者が医療の給付を受ける際には、被爆者は、指定医療機関に対し、被爆者健康手帳とともに原爆症認定書を提出し（法13条）、提出を受けた指定医療機関はその真正を確かめることになっている（指定医療機関医療担当規程3条1項）。また、規程3条2項では、指定医療機関は、被爆者から認定書の返還を求められたときは転医その他正当な理由がある場合には返還しなければならないとされており、指定医療機関が認定書を所持していることが前提となっているが、この規定は、治療が断続的に続く入院診療などを予定したものであり、通院診療の場合に指定医療機関が認定書を預かることを規定したのではないことに御留意頂きたい。

都道府県市におかれては、被爆者に原爆症認定書を送付する際には、原爆症認定書の医療機関への提出に係る取り扱いについて適切に御案内いただけるようお願いする。

被爆者援護法

第13条（医療給付の受給手続）

被爆者は、医療の給付を受けようとするときは、指定医療機関に認定書及び被爆者健康手帳を提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律指定医療機関医療担当規程

第3条

第1項

指定医療機関は、被爆者から医療の給付を求められたときは、その者の提出し、及び提示する認定書及び被爆者健康手帳が真正であることを確かめなければならない。

第2項

指定医療機関は、診療を行っている被爆者（以下この条において「当該被爆者」という。）から転医その他正当な理由により認定書の返還を求められたときは、認定書を返還しなければならない。

第3項

指定医療機関は、当該被爆者の負傷若しくは疾病が治ゆし、又は当該被爆者が診療を受けることを中止し、若しくは死亡したときは、認定書を、指定医療機関の所在地の都道府県知事（その所在地が広島市又は長崎市であるときは、当該市の長とする。）を経由して、厚生労働大臣に送付しなければならない。

3. 各種手当額の改定について【資料6】

平成30年4月からの医療特別手当などの支給額については、平成29年平均の全国消費者物価指数の前年比等にあわせて改定する予定である。

具体的な改定予定額については、1月末にお知らせしたとおりであり、関係者に対する周知等につき、よろしくお取り計らい願いたい。

4. 被爆者健康手帳の審査について

被爆者健康手帳の審査期間については、申請者の高齢化に伴い、出来るだけ早期の審査が望ましいことから、やむを得ない事情がある場合を除き、審査期間を概ね半年以内とし、審査の迅速化に向け御尽力をお願いしたい。

なお、審査に際しては、申請者の原爆投下当時の所在や行動について、事実関係を可能な限り、客観的かつ正確に確認する必要があるが、この確認に当たり、必ずしも証人を必要としているわけではなく、例えば、①申請者御本人から当時の状況を記載した申述書や誓約書を提出していただいたり、②行政において、家族が手帳を取得した際の資料や同じ場所で被爆した人の資料を調査することなどで、十分な事実確認ができれば、手帳交付を認めるといった柔軟な取扱いをしている。今後も、こうした取扱いを徹底し、適切な審査をお願いしたい。

原 爆 諸 手 当 一 覧

資料 6

平成30年度の医療特別手当等の支給単価については、平成29年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が0.5%となったことにより、引き上げとなります。(平成30年4月から改定予定)

手当の種類	平成30年度支給単価 (予定)		支給要件	受給者数 (平成29年3月末現在)
医療特別手当	月額	140,000 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人	8,169人
特別手当	月額	51,700 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人	1,890人
原子爆弾小頭症手当	月額	48,180 円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人	18人
健康管理手当	月額	34,430 円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	137,155人
保健手当	月額	一般	2 km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人	3,365人
		増額		
介護手当	月額	重度	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合。 (重度：身障手帳1級及び2級の一部程度、 中度：身障手帳2級の一部及び3級程度)	16,335人
		中度		
家族介護手当	月額	21,980 円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)	16,424人
葬祭料		206,000 円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給	9,087人

5 公衆衛生関係行政事務指導監査について

(1) 平成30年度の指導監査について

ア 指導監査の日程について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「原爆被爆者援護法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に関する事務に限る。以下「感染症法」という。）、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）そして児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に限る。以下「児童福祉法」という。）に関する行政事務指導監査については、平成30年度においても別記の計画により実施することとしているので、対象都道府県等にあつては、特段の御協力をお願いする。

なお、具体的な実施日程は別途通知する予定である。

イ 留意事項について

（感染症法関係）

我が国の結核罹患率は2016年には人口10万人あたり13.9人と順調に減少してきているもののいまだ低まん延国の水準である10.0以下になっていない。結核の予防指針では東京オリンピック・パラリンピック開催までに低まん延国となることを目指しており、結核患者の早期発見や感染拡大の防止をより一層徹底していく必要がある。

（難病法及び児童福祉法関係）

平成30年度は、対象疾病の更なる拡大が予定されている。また、医療費の自己負担上限額軽減措置等の経過措置期間については平成29年12月末日をもって終了したところである。加えて、難病対策については、平成30年4月1日から施行される大都市特例により、事業実施者として指定都市が追加されることが予定されている。

これらのことから、各地方公共団体におかれても施策の実施にあたり格段の御配慮をお願いしたい。

ウ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしており、提出資料の作成に当たっては、対象都道府県等にお示しする作成要領等に留意するとともに、期限（指導監査実施時期の60日前）までに提出されるようお願いする。

また、併せて実施する「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の指導監査についても、資料の提出等に当たり、関係部局との連携方、特によろしく願います。

エ 指導監査の重点事項について

平成30年度の指導監査においては、各制度ごとに以下の事項を重点事項として実施することとしている。

(ア) 原爆被爆者援護法関係

- a 被爆者健康手帳の審査・交付状況
(申請書類の審査、広島・長崎両県市への照会、必要書類の添付、事情聴取、記録の確認、未処理案件の状況)
- b 健康診断の実施状況
(健康診断の周知・受診勧奨の状況、精密検査対象者の未受診理由の把握状況、交通手当の支給状況)
- c 原爆症認定申請の事務処理状況
(必要書類の確認状況、認定書の返還状況、認定書・却下通知の処理状況)
- d 各種手当の認定、支給事務処理状況
(各種手当の認定、支給台帳の整備状況)

(イ) 感染症法関係

- a 健康診断の実施状況
(対象者の選定・受診者の把握方法、受診者・未受診者の把握状況、未受診者への受診勧奨方策、患者との接触者に対する健康診断受診勧告等の状況)
- b 医師及び病院管理者が行う届出状況
(届出状況、医師及び病院管理者への指導状況)
- c 家庭訪問等指導の実施状況
(訪問基準の整備状況、家庭訪問等指導の実施状況)
- d 就業制限の実施状況
(感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）への諮問・報告状況、就業制限の手續状況)

- e 入院勧告の実施状況
(協議会への諮問・報告状況、患者等への説明・意見を述べる機会の付与の
手続状況、勧告等の手続状況)
- f 結核医療費の公費負担事務処理状況
(公費負担申請書の審査・事務処理状況、承認始期の状況、療養費払の書類
の整備・処理状況、自己負担の認定に係る書類の確認状況、連名簿及び診療
報酬明細書の写し等による審査点検状況)

(ウ) 難病法関係

- a 支給認定等の状況
(医学的審査状況、世帯所得等審査状況、申請書類審査状況、支給認定期間、
支給認定取り消し状況)
- b 特定医療受給者証交付状況
(疾病別交付状況、有効期間、指定医療機関名等の記載状況)
- c 指定医療機関の指定状況
(指定状況、更新状況、取り消し状況)
- d 指定医の指定状況
(指定状況、更新状況、研修実施状況)
- e 指定難病審査会の設置状況
(規程の設置状況、委員の任命状況)
- f 標準事務処理期間の設定

(エ) 児童福祉法関係

- a 支給認定等の状況
(認定適正化事業によるシステム利用状況、申請書類審査状況、支給認定期
間、支給認定取り消し状況、重症患者等の認定事務処理状況)
- b 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況
(疾病別交付状況、有効期間、指定医療機関名等の記載状況)
- c 指定医療機関の指定状況
(指定状況、更新状況、取り消し状況)
- d 指定医の指定状況
(指定状況、更新状況、研修実施状況)
- e 小児慢性特定疾病審査会の設置状況
(規程の設置状況、委員の任命状況)
- f 標準事務処理期間の設定

公衆衛生関係行政事務指導監査について

平成30年度においては、各制度ごとに次の事項を重点事項として実施することとしている。

- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係
 - ・ 被爆者健康手帳の審査・交付状況
 - ・ 健康診断の実施状況
 - ・ 原爆症認定申請の事務処理状況
 - ・ 各種手当の認定、支給事務処理状況

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係(結核に関する事務に限る。)
 - ・ 健康診断の実施状況
 - ・ 家庭訪問等指導の実施状況
 - ・ 医師や病院管理者が行う届出状況
 - ・ 就業制限の実施状況
 - ・ 入院勧告の実施状況
 - ・ 結核医療費の公費負担事務処理状況

- 難病の患者に対する医療等に関する法律関係
 - ・ 特定医療費支給認定状況
 - ・ 特定医療受給者証交付状況
 - ・ 指定医療機関の指定状況及び指定医の指定状況
 - ・ 療養費払いの事務処理状況
 - ・ 指定難病審査会の開催状況

- 児童福祉法(小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に限る。) 関係
 - ・ 小児慢性特定疾病医療費支給認定状況
 - ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況
 - ・ 指定医療機関の指定状況及び指定医の指定状況
 - ・ 療養費払いの事務処理状況
 - ・ 小児慢性特定疾病審査会の開催状況

また、平成29年度の指導監査においても、過去に是正改善を図るよう指摘した事項について、改善が不十分な事例が散見されるので、改めて指摘の趣旨をご理解いただき、改善に向けて一層のご尽力をお願いしたい。

※ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に係る事務指導監査についても、本指導監査と併せて実施する予定。

(2) 平成29年度の指導監査における主な指摘事項について

平成29年度の指導監査は、59の自治体を対象に実施しており、指導監査において是正改善を図る必要があると指摘した主な内容は以下のとおりである。

また、これらの指摘事項には、過去に是正改善を図るよう指摘したにもかかわらず、依然として改善されていない事例も含まれているので、各自治体におかれては、指摘の趣旨を御理解の上、改善に向けて適切に対処されるよう、一層の御尽力をお願いする。

なお、今後、監査結果について、広く公表していくことも検討しているので、改めて指摘事項の改善に向けて適切に対処されるようお願いする。

ア 原爆被爆者援護法関係

- ・ 申請書類の受付事務が不適切
- ・ 現況の確認が未実施・不十分

イ 感染症法関係

- ・ 定期健康診断の低受診率、報告書未提出の各事業所への指導が不十分
- ・ 接触者に対する健康診断受診勧告の実施、未受診者対策が不十分
- ・ 新患者発生届出の遅延
- ・ 医師及び病院管理者からの入退院届が遅延（未提出）
- ・ 新登録患者に対する家庭訪問等指導の実施が不十分
- ・ 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切
- ・ 入院勧告に係る協議会への諮問・報告、患者等への説明・意見を述べる機会の付与手続等の実施が不適切
- ・ 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分

ウ 難病法関係

(標準事務処理期間の設定に努めるよう指導)

エ 児童福祉法関係

- ・ 支給認定の審査会の事務が不適切
- (指定医に係る研修のインターネット活用時の受講の確認方法を指導)
- (標準事務処理期間の設定に努めるよう指導)

(別記)

平成30年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施自治体

実施期間	自治体名	備考	
各自治体に実施 期間を定めて別途 通知する。	(都道府県) [23] 北海道 青森県 岩手県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 滋賀県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 徳島県 香川県 愛媛県 佐賀県 大分県	(注) 1 指定都市については、 感染症法(結核)、児童福 祉法(小児慢性特定疾病) 精神保健福祉法について 実施する。(広島市は原 爆被爆者援護法について も実施。)	
	(指定都市) [10] 札幌市 仙台市 さいたま市 新潟市 名古屋市 大阪市 神戸市 岡山市 広島市 福岡市	2 中核市については、感 染症法、児童福祉法につ いて実施する。	
	(中核市) [18] 旭川市 青森市 盛岡市 いわき市 前橋市 川越市 横須賀市 岐阜市 岡崎市 豊田市 高槻市 姫路市 尼崎市 呉市 久留米市 佐世保市 宮崎市 那覇市	3 保健所政令市・特別区 については、感染症法の み実施する。	
	(保健所政令市) [1] 小樽市	4 平成29年度の対象自治 体であっても、当該年度 における指導監査の結果 によっては、平成30年度 において追加して実施す る場合がある。	
	(特別区) [7] 港区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区		
		[合計 59]	

6 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について

(1) 平成30年度予算(案)について

○ 一般会計

(項) 保健衛生施設整備費

(目) 保健衛生施設等施設整備費補助金

2,180百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|---------------|--------------------|---------------|
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・放射線影響研究所施設 |
| ・農村検診センター | ・小児がん拠点病院 | ・エイズ治療拠点病院 |
| ・HIV検査・相談室 | ・難病相談支援センター | ・感染症指定医療機関 |
| ・感染症外来協力医療機関 | ・結核患者収容モデル病室 | ・結核研究所 |
| ・多剤耐性結核専門医療機関 | ・新型コロナウイルス患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター |
| ・食肉衛生検査所 | ・精神科病院 | ・精神保健福祉センター |
| ・精神科デイ・ケア施設 | ・精神科救急医療センター | |

(項) 地域保健対策費

(目) 保健衛生施設等設備整備費補助金

2,007百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|--------------------|---------------|--------------|
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・原爆被爆者健康管理施設 |
| ・地方中核がん診療施設 | ・マンモグラフィ検診機関 | ・エイズ治療拠点病院 |
| ・HIV検査・相談室 | ・難病医療拠点・協力病院 | ・眼球あっせん機関 |
| ・さい帯血バンク | ・組織バンク | ・末梢血幹細胞採取施設 |
| ・感染症指定医療機関 | ・感染症外来協力医療機関 | ・結核研究所 |
| ・新型コロナウイルス患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター | ・食肉衛生検査所 |
| ・と畜場 | ・市場衛生検査所 | ・精神科病院 |
| ・精神保健福祉センター | ・精神科デイ・ケア施設 | ・精神科救急車 |
| ・精神科救急情報センター | | |

○ 東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)

(項) 社会保障等復興事業費

(目) 保健衛生施設等災害復旧費補助金

246百万円

(2) 平成30年度整備計画について

保健衛生施設等施設整備費補助金の平成30年度整備計画内容の説明聴取については、既に各地方厚生（支）局において実施したが、例年、建設用地の確保、地域住民との調整等により内示（実施計画承認）後に申請取下げ又は計画の変更といったケースが見受けられるので、各都道府県等におかれては、事業者の整備計画の進捗状況を十分把握するとともに、事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないように、事業者等に対しても適切な指導をお願いする。

(3) 行政手続の簡素化への対応について

平成29年3月29日付けで、内閣府の規制改革推進会議行政手続部会において、補助金の交付申請を含む行政手続に係る、手続コスト（民間事業者側の時間コスト）について、①行政手続の電子化の徹底、②同じ情報は一度だけの原則、③書式・様式の統一の三原則に沿った取り組みを進め、平成29年度からの3か年の間に、20%を削減することが決定されている。

このコスト削減については、間接補助金の申請手続きも対象となることから、コスト削減に向けた取り組みや、削減状況の把握に関しご協力をお願いする。（取り組みの具体的な内容については、各補助金の所管課室から連絡する。）

※ なお、この取組は保健衛生施設等施設・設備整備費補助金を含む、健康局関係の各補助金で共通の取り組みである。

保健衛生施設等施設・設備整備費補助金

目的：地域住民の健康増進や疾病の予防、治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与するため、都道府県等が設置する感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院や精神科病院等の整備促進を図る。

【一般会計】

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金

2,180百万円 (1,669百万円)

<ul style="list-style-type: none"> ・原爆医療施設 ・小児がん拠点病院 ・感染症指定医療機関 ・多剤耐性結核専門医療機関 ・精神科病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・原爆被爆者保健福祉施設 ・エイズ治療拠点病院 ・感染症外来協力医療機関 ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 ・精神保健福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線影響研究所施設 ・HIV検査・相談室 ・結核患者収容モデル病室 ・医薬分業推進支援センター ・精神科デイ・ケア施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村検診センター ・難病相談支援センター ・結核研究所 ・食肉衛生検査所 ・精神科救急医療センター
---	---	---	--

(2) 保健衛生施設等設備費補助金

2,007百万円 (1,507百万円)

<ul style="list-style-type: none"> ・原爆医療施設 ・マンモグラフィ検診機関 ・眼球あっせん機関 ・感染症指定医療機関 ・医薬分業推進支援センター ・精神科病院 ・精神科救急情報センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・原爆被爆者保健福祉施設 ・エイズ治療拠点病院 ・さい帯血バンク ・感染症外来協力医療機関 ・食肉衛生検査所 ・精神保健福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・原爆被爆者健康管理施設 ・HIV検査・相談室 ・組織バンク ・結核研究所 ・と畜場 ・精神科デイ・ケア施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方中核がん診療施設 ・難病医療拠点・協力病院 ・末梢血幹細胞採取施設 ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 ・市場衛生検査所 ・精神科救急車
---	---	---	---

※ 平成30年度整備計画については、内示後に事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないよう、管内の事業者等に対しても適切な指導をお願いする。

【東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)】

保健衛生施設等災害復旧費補助金

246百万円 (425百万円)

7 毒ガス障害者対策について

毒ガスによる健康被害を受けた方々に対する各種事業については、広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施しており、これらの県におかれては、今後とも協力をお願いしたい。

また、平成30年度の手当の支給額については、原爆被爆者に対する各種手当と同様に、消費者物価指数の変動等にあわせ、関係通知の改正により、支給額を改定する予定であるため、あらかじめご承知おき下さい。

(参 考)

平成29年度手当額（月額）

特別手当	102,770円
医療手当	
入院8日・通院3日以上	36,670円
入院8日・通院3日未満	34,270円
健康管理手当	34,270円
保健手当	17,180円
介護手当 重度	105,130円
中度	70,080円
家族介護手当	21,870円

参 考 资 料

— 参考資料目次 —

【原子爆弾被爆者援護対策室】

平成30年度原爆被爆者対策予算（案） 資-1

被爆体験伝承者等派遣事業（チラシ） 資-3

【指導調査室】

平成30年度保健衛生施設等整備予算（案） 資-5

1 平成28年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要 資-6

（1）指導監査を実施した地方公共団体の数

（2）主な指摘事項

2 毒ガス障害者対策の概要 資-8

原爆被爆者の援護

1, 289億円 (1, 325億円)

○保健、医療、福祉にわたる総合的な施策の推進

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き実施するとともに、被爆の実相を世代や国境を越えて伝えるため、被爆建物の保存に加え、被爆体験の伝承者を国内外へ派遣する等の事業を推進する。

また、放射線影響研究所が移転について検討するための調査費を計上するとともに、長崎の被爆体験者への医療費助成対象疾患に糖尿病の合併症（糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、白内障等）の追加を行う。

(主な事業)

・ 医療費の支給、健康診断	317億円
・ 諸手当の支給	859億円
・ 保健福祉事業（原爆養護ホームの運営等）	69億円
⑧ 被爆体験伝承事業の実施	0.3億円
⑨ 放射線影響研究所の移転調査費	1.9億円の内数
⑩ 被爆体験者への医療費助成対象疾患への糖尿病の合併症（糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、白内障等）の追加	0.3億円

○ 原爆被爆者の援護

事 項	平成29年度	平成30年度	備 考
	予 算 額	予算額(案)	
	億円	億円	億円
1. 原爆被爆者対策費	<1,331> 1,325	< 1,295> 1,289	
(1) 医療費等	341	317	・ 原爆疾病医療費 15 ・ 原爆一般疾病医療費 266
(2) 諸手当等	873	859	・ 医療特別手当 248 ・ 健康管理手当 549
(3) 保健福祉事業等	68	69	・ 介護保険等利用被爆者助成事業 24
(4) 原爆死没者追悼事業等	7	7	㊦・ 被爆体験伝承事業 0.3
(5) 調査研究等	36	36	㊧・ 被爆体験者への医療費助成対象疾患への糖尿病の合併症（糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、白内障等）の追加 0.3 ㊨・ 放射線影響研究所の移転調査費 19億円の内数
2. 毒ガス障害者対策	6	6	

注1) < >は毒ガス障害者対策を含む

注2) 各事項の額は、億円単位未満四捨五入しているため、合計額は一致しない。

～被爆体験伝承者等派遣事業～

被爆者の体験を語り継ぐために…

「原爆ドーム（広島）」

被爆体験の伝承者等を 全国へ無料で派遣します

「平和祈念像（長崎）／北村西望作」

戦後70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進んでいます。唯一の戦争被爆国として、被爆者の体験や平和への想いを次世代に語り継ぐために、広島、長崎では、被爆者から直接受け継いだ体験を語り継ぐ「伝承者」や、被爆者の体験記を朗読する朗読ボランティアの養成を行っています。

平成30年度から、厚生労働省と広島市、長崎市が協力し、伝承者、朗読ボランティアを全国に無料で派遣する事業を始めます。

被爆者から語り継がれた想いを聞いてみませんか？

◆被爆体験伝承者（広島） 家族・交流証言者（長崎）

広島市・長崎市が養成した伝承者が、被爆者から直接受け継いだ被爆体験や平和への想いを語り継ぎます。

※被爆体験の伝承者については、広島と長崎で名称が異なります。

◆被爆体験記朗読ボランティア（広島・長崎）

国立原爆死没者追悼平和祈念館が募った朗読ボランティアが、被爆を体験した者が自ら綴った体験記などを朗読し、被爆者の体験をお伝えします。

3.1（木）
受付開始

※平成30年4月以降、
順次派遣

お申し込み＆お問い合わせ先

下記のお申し込み先のホームページに掲載している申込書に、必要事項を記載の上、メール又はファックスで提出してください。

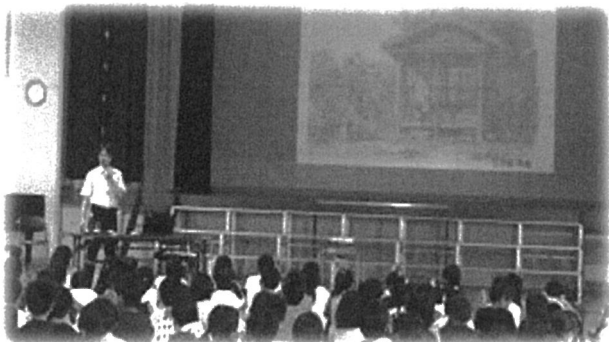
広島	被爆体験伝承者	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館 TEL 082-207-1202 FAX 082-543-6273 ホームページ http://www.hiro-tsuitokinenkan.go.jp/ e-mail info@hiro-tsuitokinenkan.go.jp
	被爆体験記朗読ボランティア	
長崎	家族・交流証言者	国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館 TEL 095-814-0055 FAX 095-814-0056 ホームページ http://www.peace-nagasaki.go.jp/ e-mail info@peace-nagasaki.go.jp
	被爆体験記朗読ボランティア	

●国立広島原爆死没者追悼平和祈念館

●国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館

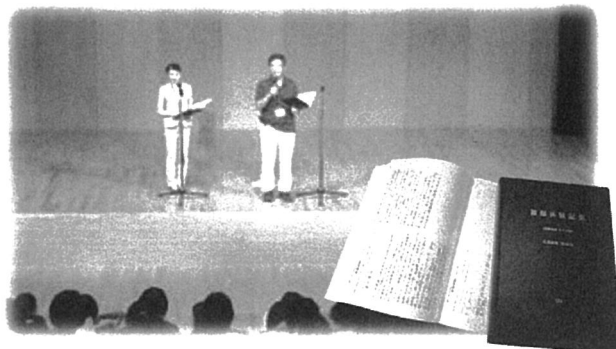
被爆体験伝承講話・被爆体験記朗読会

伝承講話の様子



被爆者から受け継いだ被爆体験や原爆被害に関する基礎的な説明をスライド資料などを使用しながらお話しします。

朗読会の様子



被爆のことを知る者のみが書きうる真実や心情が綴られた体験記などを執筆者に代わって朗読します。

被爆体験伝承講話の資料の例

▶ 米軍機より撮影したきのご雲（広島）



撮影/米軍、提供/広島平和記念資料館

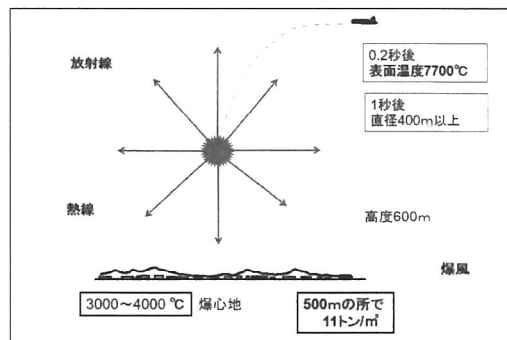
▶ 中学生の学生服（広島）



寄贈/谷口順之助氏

提供/広島平和記念資料館

▶ 原爆投下と爆発の様子（広島）



▶ 廃墟と化した浦上天主堂（長崎）



撮影/林重男 所蔵/長崎原爆資料館

保健衛生施設等整備（災害復旧に対する支援を含む）

事 項	平成 29 年度	平成 30 年度	備 考
	予 算 額	予 算 案	
	百万円	百万円	
保健衛生施設等整備 （災害復旧に対する 支援を含む）	3,601	4,434	うち【復興】 246百万円
1. 施設整備費	1,669	2,180	
2. 設備整備費	1,507	2,007	
3. 施設災害復旧費	425	246	東日本大震災復興特別会計

整備費の補助対象メニュー

<p style="text-align: center;">【 施設整備費 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原爆医療施設 ・原爆被爆者保健福祉施設 ・放射線影響研究所 ・農村検診センター ・小児がん拠点病院 ・エイズ治療拠点病院 ・HIV検査・相談室 ・難病相談支援センター ・感染症指定医療機関 ・感染症外来協力医療機関 ・結核患者収容モデル病室 ・結核研究所 ・多剤耐性結核専門医療機関 ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 ・医薬分業推進支援センター ・食肉衛生検査所 ・精神科病院 ・精神保健福祉センター ・精神科デイ・ケア施設 ・精神科救急医療センター 	<p style="text-align: center;">【 設備整備費 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原爆医療施設 ・原爆被爆者保健福祉施設 ・原爆被爆者健康管理施設 ・地方中核がん診療施設等 ・マンモグラフィ検診実施機関 ・エイズ治療拠点病院 ・HIV検査・相談室 ・難病医療拠点・協力病院 ・眼球あっせん機関 ・臍帯血バンク ・組織バンク ・末梢血幹細胞採取施設 ・感染症指定医療機関 ・感染症外来協力医療機関 ・結核研究所 ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 ・医薬分業推進支援センター ・食肉衛生検査所 ・と畜場 ・市場衛生検査所 ・精神科病院 ・精神保健福祉センター ・精神科デイ・ケア施設 ・精神科救急車 ・精神科救急情報センター
--	---

1. 平成28年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要

(1) 指導監査を実施した地方公共団体の数

・ 都道府県	23か所
・ 指定都市	10か所
・ 中核市・政令市	14か所
・ 特別区	8か所

計 55か所

(2) 主な指摘事項

ア 原爆被爆者援護法関係

(ア) 各種手当等の認定関係

・ 申請書類の受付事務が不適切	1か所
・ 現況の確認が未実施・不十分	1か所

イ 感染症法関係

(ア) 定期健康診断に関する事項

・ 受診率が低い各事業所に対する指導が不十分	14か所
・ 報告書が未提出の各事業所に対する指導が不十分	8か所

(イ) 定期外健康診断（接触者健診）に関する事務処理

・ 対象者に対する勧告が不十分（未実施を含む）	11か所
・ 接触者健診の実施率低調	17か所

(ウ) 患者管理に関する事務処理

・ 新患者発生届出（法第12条）の遅延又は入退院届出（法第53条の11）の遅延（未届出を含む）	53か所
・ 新登録患者に対する保健師等による家庭訪問等指導の実施が不十分	16か所

(エ) 就業制限に関する事務処理

・ 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切	13か所
--------------------------	------

(オ) 入院勧告・措置制度

- ・ 入院勧告・措置や入院期間の延長の手續等が遅延している等実施が不適切（法第20条第1～5項） 2 1 か所
- ・ 患者等への説明・意見を述べる機会の付与手續等の実施が不適切（法第20条第6～8項） 1 3 か所

(カ) 公費負担制度

- ・ 自己負担額の認定が未実施（再認定を含む） 6 か所
- ・ 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分 6 か所

ウ 難病法と児童福祉法関係

難病法と児童福祉法関係については、制度の成立から施行までの期間が短かったこと及び経過措置期間等から、業務の進行状況を確認することを最優先として実施した。

毒ガス障害者対策の概要

1. 目的

第二次大戦中、広島県大久野島おおくのしまにあった旧陸軍造兵廠忠海製造所等、福岡県北九州市にあった同會根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた者等の中には、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多くみられることから、健康診断や相談指導の実施、医療費、各種手当の支給等を行い、健康の保持と向上を図っている。

2. 対象者

毒ガス障害者対策は、当時の従事関係に応じ、対策を講じている。

(1) 旧陸軍共済組合等の組合員であった者については**財務省**

→ 「ガス障害者救済のための特別措置要綱」(昭29)及び「ガス障害者に対する特別手当等支給要綱」(昭45)により国家公務員共済組合連合会が実施

(2) 動員学徒、女子挺身隊員等の組合員以外の者については**厚生労働省**

→ 「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」(昭49)により広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施

3. 疾病の範囲

- ・ 慢性呼吸器疾患 (慢性鼻咽頭炎、慢性気管支炎等)
- ・ 同疾病に罹患しているものに発生した気道がん(副鼻腔がん、舌がん等)
- ・ 上記疾病にかかっている者に併発した循環器疾患、呼吸器感染症、消化器疾患、皮膚疾患

4. 対策の概要<厚生労働省>

- | | |
|----------|---|
| ① 健康管理手帳 | 動員学徒等として従事していた者に交付 |
| ② 健康診断 | 年1回 (一般検査、精密検査) |
| ③ 医療手帳 | 毒ガスに起因する疾病を有する者に交付 |
| ④ 医療費 | 医療保険の自己負担分を支給 |
| ⑤ 特別手当 | 毒ガスに起因する疾病を有し、かつ重篤と認められた者に支給 |
| ⑥ 医療手当 | 特別手当を支給されている者であって、その疾病に係る療養を受けた期間について支給 |
| ⑦ 健康管理手当 | 毒ガスに起因する疾病が継続する者に支給 |
| ⑧ 保健手当 | 毒ガス障害の再発のおそれのある者に支給 |
| ⑨ 介護手当 | 費用を支出して介護を受けている者に支給 |
| ⑩ 家族介護手当 | 疾病が重度であり、家族の介護を要する状態にある者に支給 |

< 対象者数 >

財務省:	512人
厚生労働省:	1,514人
忠海:	1,442人
會根:	67人
相模:	5人
(平成29年3月末現在)	

< 予算額 >

毒ガス障害者対策費 平成30年度予算 (案)	
543,587千円	
うち 健康診断費	14,566千円
うち 医療費	22,234千円
うち 各種手当	490,257千円
うち 相談事業等	16,530千円

支給額 (H29年度)	受給者 H29年3月末現在
① —	1,514人
③ —	1,309人
⑤ 102,770円	40人
⑥入8以 36,670円 入8未 34,270円	1,087人
⑦ 34,270円	4人
⑧ 17,180円	0人
⑨ 重 105,130円 中 70,080円	0人
⑩ 21,870円	0人

5. 平成30年度予算 (案) : 543,587千円 (内委託額542,508千円)

6. 創設年度 : 昭和49年度